

# 公益社団法人三田市シルバー人材センター

## 専門部会設置要綱

### (専門部会の設置)

第1条 公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、事業運営の円滑な推進を図るため、理事会に専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (部会の名称及び掌握業務)

第2条 部会の名称及び掌握業務は、次の各号に掲げるとおりとする。また、各部会は必要に応じ委員会を設けることができる。

#### (1)総務財政部会

- ア. 財務及び事業運営に関すること。
- イ. 諸規定の制定及び改廃に関すること。
- ウ. 事業の広報及び普及啓発に関すること。
- エ. 社会奉仕活動に関すること。
- オ. 地域班活動の推進に関すること。
- カ. その他、センターの管理運営に関すること。
- キ. 会員の入会拡充に関すること。

#### (2)業務部会

- ア. 高齢者に適した就業の開拓に関すること。
- イ. 職種班活動の推進に関すること。
- ウ. 独自事業の開発及び運営に関すること。
- エ. その他、会員の就業に関すること。

#### (3)福利厚生部会

- ア. 会員の相互扶助、福利厚生、親睦に関すること。
- イ. 会員への給付事業に関すること。
- ウ. 会員の教養、健康維持を図るための各種事業に関すること。
- エ. 会員の趣味、趣向を活かした各種活動の支援に関すること。

### (部会員の構成)

第3条 部会員は、理事及び正会員をもって構成する。

2 正副理事長及び常務理事を除く全ての理事は、互選により前条に掲げる部会の何れかに属さなければいけない。

3 それぞれの部会の定数は以下のとおりとする。

- |           |        |         |         |
|-----------|--------|---------|---------|
| (1)総務財政部会 | 理事5名以内 | 正会員5名以内 | 定数10名以内 |
| (2)業務部会   | 理事5名以内 | 正会員5名以内 | 定数10名以内 |
| (3)福利厚生部会 | 理事3名以内 | 正会員7名以内 | 定数10名以内 |

4 部会員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副部会長の選任と任務)

第5条 部会に部会長及び副部会長それぞれ1名を置く。

2 部会長及び副部会長は理事とし、理事長が推薦して理事会の承認を得なければならない。

3 部会長は部会を代表して会務を統括する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、部会長が招集する。

2 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

4 正副理事長及び常務理事は、必要に応じ会議に出席することができる。

5 会議において必要と認めるときは、担当職員の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

6 部会長は、理事会において会議の結果を報告しなければならない。

(庶 務)

第7条 専門部会の庶務は、センター事務局において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、理事会の決議により別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。